

の在り方に配慮した財政運営の結果として一定の評価をしたいとの報告がありました。

今後も公共施設等整備計画に基づき事業が進められるわけではありますが、27.0%の自主財源、73.0%の依存財源に頼りながらの財政運営が続くと予想されます。新型コロナウイルス感染症対策を進める中、職員が一体となり、各関係機関に派遣している職員の情報収集、各事業計画の作成、申請等を行いながら、より効率のよい交付金や補助金の獲得に努力してきた結果だと思えます。

進む人口減少、少子高齢社会の中、当局においては、これまで以上に創意と工夫を凝らし、財政運営に取り組みられるようお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○浅野敏明議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

日程第1、認第1号 令和2年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○浅野敏明議長 起立多数であります。

よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 令和2年度長井市水道事業会計決算認定についてから日程第5、議案第43号 令和2年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第2、認第2号 令和2年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、認第3号 令和2年度長井市下水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、認第3号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第42号 令和2年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての1件について、決算特別委員長の報告は原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第42号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第43号 令和2年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての1件について、決算特別委員長の報告は原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第43号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、総務常任委員会の審査の

報告を求めます。

赤間 泰広 総務常任委員長。

(赤間 泰広 総務常任委員長登壇)

○赤間 泰広 総務常任委員長 おはようございます。

令和3年9月市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者並びに参考人及び紹介議員の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第45号 字の区域及び名称の変更について申し上げます。

本案は、今泉の一部の区域において、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施したところ、長い年月の間に実施されてきた道路新設等により、従来の字の区域について実態にそぐわない状況が生じていたことから、その状況を是正すべく、地籍調査実施に係る字の区域及び名称を変更するため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、位置図については、調査区域の周りにも「新田」と記載されているが、その部分について地籍調査が実施された後の字名は「新田」になるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、その分の地籍調査は今後実施予定であり、字の名称については、調査の際に検討されることになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、地籍調査後の地番は、旧字の地番を使うことになるのか、また、調査区域全体図において字東二の間にある空白部分は何かとの質疑がなされ、農林課長からは、地番については、基本的には従来の地番を優先するが、調査の中で合筆等により変更されることもある。また、空白部分については、既に地籍調査が進んでいるため、今回の調査区域に入らな

かった部分であるとの答弁を受けました。

また、委員からは、地籍調査の結果、従来の字限図に表れていた道路や水路等の官地が現状ではなくなっていたもの、また、従来の字限図には表れていないが、実際には住民が道路や水路として使用している土地はあったか、そして、そのような土地は地籍調査後、公図にどのように表示されるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、地籍調査を進める上で従来の図面に表れていた道路や水路等が現状では宅地になっているなど、実態とそぐわないところは多々あった。国土調査法に基づく地籍調査は土地の境界を決めるものであり、旧図に表れていた水路等を新たに付け替えることはしないが、種目が従前と明らかに違っている場合や地権者からの申出があった場合などは、所有権移転をやすくするために分筆等を行うことがあるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、土地の境界確認の際、住民の合意が得られなかった場合はどういう処置をするのかとの質疑がなされ、農林課長からは、地籍調査前に住民に対する十分な説明を徹底しているが、どうしても地権者に合意をいただけない場合は、筆界未定として処理をすることになるとの答弁を受けました。

さらに、委員からは、土地の所有者が相続放棄等により通知も困難な場合、立会いや境界の確定はどのようにしているのか、そのような点で本市ではスムーズに調査が進められているのかとの質疑があり、農林課長からは、土地の境界は所有者間で確定するものであるため、立会いが難しい場合であっても何とか関係者の方にお願いで立ち会っていただいている。そのようにして境界の確定ができている現状から、事業がスムーズに進んでいると認識しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号 国に対し、「国連で採択された核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願は、原水爆禁止西置賜協議会代表委員、青木慶一氏から提出があったものです。

趣旨とするところは、2017年、国連で採択され、2021年に発効を迎えた核兵器禁止条約に日本が不参加であることに対し、唯一の戦争被爆国という立場から核兵器廃絶に向けての責務を果たすために、直ちに条約に署名、批准することを求める意見書を国に提出していただきたいとするものです。

質疑に入り、委員からは、請願者である原水爆禁止西置賜協議会は団体で構成されているのか、個人の加入もあるのか、また、県あるいは全国規模の組織かとの質疑がなされ、青木参考人からは、協議会には個人と団体が加入しており、全国規模の組織であるとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、インターネット上で全国1,788の地方議会における同請願の採択率が公表されており、都道府県によって採択率が大きく違うようであるが、どのような事情があるのかとの質疑がなされ、青木参考人からは、請願の取組が遅い、または不採択になったことなどが考えられるとの答弁を受けました。

さらに、委員からは、長井市議会のほか、白鷹町、飯豊町、小国町の議会にも9月定例会に合わせて請願書を出しているのかとの質疑がなされ、青木参考人からは、9月議会で審議いただくよう各議会に提出しているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、被爆二世、三世と言われる方々の補償問題等についても裁判の動きがあるようだが、どのような状況にあるのかとの質疑がなされ、青木参考人からは、黒い雨をめぐる裁判においては、国は最高裁判所への上告を

取りやめて、高等裁判所の判決が確定し、原告には被爆者健康手帳が交付されることになった。しかし、長崎における裁判の結果は出ておらず、被爆の影響を受けた方はまだまだたくさんいらっしゃるというところの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、原爆投下の日に合わせて各新聞等ではこの話題を大きく取り上げ、それらを読むと、日本が条約に批准しない理由はないと感じるが、政治はそう簡単ではないことをうかがい知る。そのような状況において、請願者には継続して請願運動に取り組んでいただきたいと考えるが、いかがかとの質疑がなされ、青木参考人からは、原爆の実相を伝えることが途切れてしまうことのないよう、これからも運動を続けていきたいとの答弁を受けたところです。

討論に入り、委員からは、世論調査では、多くの国民が日本の核兵器禁止条約への参加を望んでいる。政府にとっては、日米安全保障条約などの関係から難しい判断なのかもしれないが、国民の普通の考えに沿って結果を導き出してほしいという思いから、この請願は願意至当であり、採択すべきである。また、長井市は平和都市宣言を高らかに掲げており、市民、議会、行政が力を添えて国民の命と暮らしを守る立場にあると考える。自身も平和活動に取り組んだ経験があり、まずは、核兵器をなくして世界の平和を取り戻すことが必要と考えることから、請願に賛成するとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。
ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第6、議案第45号 字の区域及び名称の変更について及び日程第7、請願第4号 国に対し、「国連で採択された核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第45号 字の区域及び名称の変更についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第4号 国に対し、「国連で採択された核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める意見書」の提出を求める請願の1件について、総務委員長の報告は採決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦産業・建設常任委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和3年9月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月14日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第44号 公の施設の相互利用に関する協議について申し上げます。

本案は、長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町の間において、公の施設の相互利用に関し協議を行うため提案されたものであります。

主な質疑について申し上げます。

委員からは、相互利用の利用者はどのくらいを見込んでいるのかとの質疑がなされ、文化交流担当課長からは、今年度4月から7月までの利用者とコロナ前の平成30年度の利用者を比較すると、今年度の他市町の年間利用者は、長井市民文化会館で約16件、小国町おぐに開発総合センターは約40件、白鷹町文化交流センターあゆむは集計できず、飯豊町町民総合センターあ〜すは約16件と想定される。相互利用はこの件数以上の利用が見込まれるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 長井市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市民文化会館を小国町、白鷹町及び飯豊町の住民の利用に供するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり